機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	東京都港区芝公園三丁目一番二十二号	機械保全職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　特級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 四　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験 五　基礎一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 六　基礎二級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成二十七年四月一日

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○環境省令第二十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第五項及び第九項第四号並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第六項及び第十項第三号並びに第二十七条第五項及び第九項第三号の規定に基づき、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

環境大臣　石原　伸晃

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第三号ハ中「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十二条第六号の二において同じ。）」を加える。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号ハ㈡中「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十八条、第二十三条及び第二十四条において同じ。）」を加える。

第十七条第一号ハ㈢中「施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、海岸法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十一号）の施行の日（平成二十六年八月十日）から施行する。